相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業　入札説明書等に関する質問書（１回目）　令和8年3月6日

No.	資料名	頁	行	項目						質問内容	回答
1	入札説明書	5	7	第2	1	(6)				北清掃工場の建替整備に伴う熱供給ルートの変更に伴い、本施設の一定期間（１か月程度）休館等の影響が生じる可能性があるとございますが、休館に伴う営業補償等はございますでしょうか？	熱供給ルート等の変更に伴う１ヶ月程度の休館はすでに予定されているため、指定管理料に関する協議といった営業補償等は想定していません。なお、休館期間が延長となった場合等の指定管理料については協議するものとします。
2	入札説明書	6	4	第2	2	(1)	①			「その他企業」としてプロジェクトマネジメント企業として参加登録を行い、「設計企業」、「工事監理企業」、「改修工事企業」が構成する組成に参加し、「設計施工一括契約」を締結する考えですがよろしいでしょうか。	問題ありません。本事業での具体的な役割や業務内容を明示の上、提案してください。
3	入札説明書	6	4	第2	2	(1)	①			「その他企業」としてプロジェクトマネジメント企業として参画する場合、「設計企業」、「工事監理企業」、「改修工事企業」と同様に、「基本協定書」、「基本契約書」、「設計施工一括契約書」を締結して業務を担う考えですがよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
4	入札説明書	11		第4	1	(4)	⑤			「ＶＥ提案」提出後の取下げは可能でしょうか。可能であればいつまでに取り下げれば宜しいでしょうか。	「ＶＥ提案」後の採否通知にて採用された提案についても取下げは可能です。取下げは企画提案書の提出期限までとします。ただし取下げ内容を提案書に付記してください。
5	入札説明書	27							別紙－３	企画提案書提出に先立って行うVE提案について、目的や意図を理解しております。その上で、設計・施工・維持管理・運営が一体となった事業であることを鑑み、①企画提案書作成段階での自由度（例えば、VE採否決定の後においても、提案書提出までにVE提案が見いだせた場合に提案を許容する等）を高める事、と合わせて、②優先交渉権者になった後に、設計段階・施工段階においても同様のバリュー・エンジニアリング（＝事業段階でのVE提案）提案も可能と考えますが、これらを許容いただけないでしょうか。	①については、４月３日までにＶＥ提案された内容以外を、新たに企画提案書にてＶＥ提案することは認めません。採否の審査にあたり詳細な根拠（コストの積算結果等）は問わないため、ＶＥ提案は全て４月３日までに提案してください。 ②については、各種契約締結後において、設計変更の提案を受け付けることは可能ですが、採否はその都度の協議となります。
6	要求水準書	14	1	第1	8	(4)				夏季プール期間（７～８月）後、汚れた水（プール水）やフル稼働した機械等設備をリフレッシュすることを目的とした休所日を設けることは可能でしょうか？（例えば、閑散期は週１回の休所日を設け、設備を定期的に休ませることにより、施設を長期的に持続させることが可能となる）	施設の修繕、設備のメンテナンス等、適切な予防保全を実施するために施設運営上休所日が必要となる場合は、休所日を設ける提案を認めます。ただし、休所日を変更する場合は、休所日の変更内容及び理由を提案書に付記してください。
7	要求水準書	17		第2	1	(6)				洗面自動水洗の更新工事実施時期が「平成8～9年度」となっておりますが、正しくは「令和8～9年度」と認識してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
8	要求水準書	19	15	第2	2	(2)	ア			設計図書の成果品に含まれる、「業務週報」の書式は問わないという理解で宜しいでしょうか。また提出する頻度をご指示ください。	業務週報ではなく、業務月報とします。要求水準書を修正します。
9	要求水準書	20	11	第2	3	(2)				「工事監理者は、市があらかじめ定めた時期において工事の進捗状況等を報告する…」とありますが、具体的に想定されている報告時期をお示しください。	月１回を原則とします。
10	要求水準書	26	17	第3	1	(4)	①,②,④		諸室仕様	会議室等の諸室の要求水準において、諸室仕様の中に防音に配慮及び防音仕様（移動間仕切りや扉等）の記載がありますが、①、②、④の各諸室における遮音性能のグレード感をお示しください。	①、②、④の各諸室で使用するマイク、スピーカー、楽器の音が、他室の使用を妨げることや、近隣に迷惑をかけることがないよう遮音性能を確保してください。

No.	資料名	頁	行	項目						質問内容	回答
11	要求水準書	39	21	第4	4	(1)	イ			基本契約書等締結後に本施設が国民保護法に基づく避難施設に指定された、追加的な整備、業務、備品購入等が必要となった場合、事業者負担とはならず、市との協議により契約変更または市負担とするとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で追加的な整備等は想定していませんが、発生した場合は協議することを想定しています。
12	要求水準書	39	29	第4	4	(3)				施設の愛称（ネーミングライツ）の命名について、命名に係る条件や制約等はございますでしょうか？	愛称に関する具体的な協議等は事業者選定後に実施しますが、要求水準書の記載以外の条件等については概ね以下のとおりです。 ・条例に規定する施設などの名称の変更を行うものではありませんが、施設などに対して企業名や商品名等の愛称を付することが可能です。ただし、本施設は既存の愛称である「北の丘センター」という名称を含めた愛称としていただく必要があります。 ・施設などの使用の目的や集客施設であることが分かる愛称としてください。 ・相模原市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。 ・利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、条例上の名称を併記させていただくことがあります。 ・施設の愛称看板に、企業ロゴを含めることはできますが、標語等メッセージの表示やロゴマークのみの標示はできません。なお、企業ロゴは愛称命名企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。 ・愛称命名権の行使は必須ではなく、行使しなかった場合に、別途市として維持管理業務期間中の愛称を公募することはありません。
13	要求水準書	44	1	第5	2					維持管理業務の対象について、北清掃工場前交差点付近の、屋外受水槽室の壁面のモニュメントは、事業者では維持管理が管理できないため、事業者の管理対象外と考えて良いでしょうか。	美観を保つといった保全業務のみ実施していただく想定です。
14	要求水準書	58	12	第6	2	(1)	カ			公共施設を一元的に集約した予約システム（公共施設予約システム）について、北市民健康文化センターの諸室以外の料金徴収業務もございますでしょうか？（他施設のテニス場やスポーツ広場等）	他施設の料金徴収業務は想定していません。
15	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1	【屋内】内部共通						便所・シャワー室	床壁の磁器質タイル更新は、モルタル斫り撤去の上貼替で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	4	【屋内】1F						プール用障害者便所	床の工研シート防水＋軽量コンクリート→下地調整、塗替　とありますが、同等のシート防水へ更新で宜しいでしょうか。	シート防水への更新の提案は可能ですが、段差が生じないよう下地を調整する等の対策の上、更新してください。
17	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	5	【屋内】2F						障害者プール	下地調整材アスベスト除去　の記載がありますが、アスベスト除去の範囲はこの部分のみで宜しいでしょうか。	添付資料５ アスベスト調査報告書に示すとおり、当該箇所のアスベスト除去を実施してください。添付資料５ アスベスト調査報告書に示す調査済箇所以外について事前調査を行った結果、新たに撤去が必要となった場合の撤去費用は原則、市負担とします。
18	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	6	【屋内】3F						女子浴室	100角陶器質タイル部の酸洗い　の記載がありますが、この部分のみで宜しいでしょうか。 （男子浴室はタイル更新との記載があります。）	ご理解のとおりです。
19	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）									全ての床暖房設備は更新しない認識で宜しいでしょうか。更新しない場合、残置として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	添付資料１ 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	13	17							太陽光発電装置(電池モジュール)の設置場所の指定はありますでしょうか。例えば屋上または地上など。	特に設置場所の指定はございません。

No.	資料名	頁	行	項　　目	質問内容	回答
21	添付資料１　整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	15			要求水準書では「余熱供給の停止によりプール及び浴室が休止になると全館休館になるため、その期間もプール及び浴室以外の諸室が有効活用される施設とする。」と記載がある一方で整備水準では蒸気焚冷凍機120USRTが更新となっています。プール及び浴室以外の諸室が空調運転可能なように当該エリアの空調機系統については空冷ヒートポンプチラーによる熱源、室内機についてはビル用マルチエアコン方式の計画などを想定することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	添付資料１　整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	17			全ての配管・ダクトが全更新となっていますが、ダクトに関しては状態を見て再利用を考えてもよろしいでしょうか。	企画提案書における再利用の提案は可能ですが、ＶＥ提案と同様の扱いとします。No.5をご参照ください。また、各種契約締結後における再利用の提案についてもNo.5をご参照ください。
23	添付資料１　整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	19	2		配管材質は記載のとおり同材質で更新が必須でしょうか。 材質を変更しても宜しいでしょうか。	配管種類の役割や用途に応じ、安全性や耐久性の諸性能が確保できる場合は変更を認めます。
24	添付資料１　整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	19	5		整備水準では屋外排水管は全更新となっていますが、排水桝は残置としてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
25	別添3　様式集	1	16		本文中は、提案書の提出部数は「正本1部及び副本10部」と記載がありますが、ページの下のほうの図中には「〈提案書、図面集：正１・副8〉」の記載もございます。副本は、何部提出すればよろしいでしょうか。	副本は10部ご用意ください。様式集を修正します。
26	別添3　様式集	1	28		「・提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出してください」とありますが、CD-Rに保存する提出書類とは、様式3-1から様式7-12までの書類でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	別添3　様式集	9		様式 1－3	VE提案に関することの直接対話の参加人数が8名以内となっておりますが、グループの構成企業数が多いこと、また、専門分野が多岐にわたることもあり、参加人数の上限についてはご相談にのっていただけませんでしょうか。	相談に応じますので、直接対話の申込締切日までに担当窓口にご連絡ください。
28	別添3　様式集	11		様式 2－2	様式2－2のほか、様式2－10、様式2－14など、複数ページになる様式が複数あります。両面印刷でよろしいでしょうか。様式2－2につきまして、複数企業からの押印を集める必要があるため、本質問への回答は可能な限り早期にいただけますと幸甚です。	両面印刷を可としますが、取扱いのしやすさ、見やすさに配慮してください。
29	別添3　様式集	13		様式 2－4	様式2－4の添付書類である「一級建築士事務所登録を証明する資料の写し」と、「実績を示す資料の写し」は、様式2－4の後ろに綴じることとすれば、様式2－14の後ろには綴じる必要がないということでよろしいでしょうか。（様式2－5、2－6、2－7、2－8、2－9の添付書類についても同様の考え方でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
30	別添3　様式集	26		様式 2－14	「その他企業」が参加する場合の「担当する業務の遂行に必要な資格・専門性」を示す資料として、「プロジェクトマネジメント企業」として参加する場合には、共通で提出する①～⑨以外に必要な資料はございますか。	共通で提出する①～⑨以外に㉕または㉖が必要となります。
31	別添3　様式集	26		様式 2－14	添付書類⑤⑥の証明書類については原本でなく写しの提出で問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	行	項　　目						質問内容	回答
32	別添3-2,3-3 改修仕様一覧 改修工事内訳書									提案時に提出する見積関係の書式について、今後事業者決定後の増減協議において、 貴市から指定されている数量が根拠となるのか、民間が積算した数量が根拠になるのかご教示ください。	原則、市が指定した数量を根拠とします。ただし事業者にて、市が指定した数量を上回る任意提案を行う場合は、事業者提案の数量を根拠とします。
33	別添3-2,3-3 改修仕様一覧 改修工事内訳書									共通仮設、直接仮設の見積項目について建設企業ごとに仮設の見方はかなり異なるので項目を全体的に変更して良いでしょうか。（現在記入されている項目も可能な限り入れ込む予定です。）	変更は可としますが、一式と記載せずに内容が分かるように記載してください。
34	別添3-2,3-3 改修仕様一覧 改修工事内訳書									アスベストの対応費用について、見積項目に養生費用がありますが、こちらは貸与資料のアスベスト調査の結果を基に貴市が見込んだ内容という認識で問題ないでしょうか。撤去費用等は民間側で別で見込むのか、処理費用については着手後の協議で良いのかご教示ください。	ご理解のとおり、添付資料５ アスベスト調査報告書を基に市が見込んだ内容を、事業者の改修範囲として見込んでおり、撤去費用は事業者負担（サービス対価）となります。ただし、添付資料５ アスベスト調査報告書に示す調査済箇所以外について事前調査を行った結果、新たに撤去が必要となった場合の撤去費用は原則、市負担とします。
35	別添4　サービス対価の算定、支払い及び改定方法	1	13	1						サービス対価Aの費用に、「その他、上記に関連して必要と認められる費用」と記載がありますが、プロジェクトマネジメント企業の費用をこの項目で計上してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	別添4　サービス対価の算定、支払い及び改定方法	1		1					表１	備品、什器の費用については、サービス対価Aには含まれないという認識で良いか 撤去費用はサービス対価Aに含むなど、指定があればご教示ください。	備品、什器の費用、撤去費用は原則、サービス対価Ａに含みますが、維持管理運営期間中に発生する什器備品に係る費用はサービス対価Ｂに含みます。
37	別添4　サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7		3	2	(2)				表6において、基準となる指標「消費税を除く企業向けサービス価格指数　類別：その他諸サービスが提示されておりますが、大類別「諸サービス」を指していると理解してよろしいでしょうか。	企業向けサービス価格指数 2020年基準/消費税を除く基本分類指数における「その他諸サービス」を指しています。
38	別添4　サービス対価の算定、支払い及び改定方法	8		3	2	(3)				サービス価格の改定について、（3）改定方法に示されている改定方法のほか、著しい物価変動が発生した場合は、市は必要に応じて別途、特定事業者と協議する。との記載がありますが、著しい物価変動が発生した場合は、令和15年度に限らずに協議していただけると考えて良いでしょうか。	著しい物価変動が発生した場合は必要に応じて適時、別途協議します。
39	別添7　基本契約書（案）	3	1	第8条						設計・改修工事・工事監理企業が、本施設について入札関連書面の未達が発生する場合で、その原因が維持管理・運営企業の責めに帰すべき事由である場合にも、指定管理者基本協定上負担する義務その他の債務について連帯責任となることは、設計・改修工事・工事管理企業にとって過大なリスクです。第3項の内容について、修正をご検討いただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお、コンソーシアム内でのリスク分担方法の合意を妨げるものではありません。
40	別添8 設計施工一括契約書（案）	契約表紙								現状、本コンソーシアムは構成企業として建築設計、設備設計、建設企業、機械設備企業の4社で施設整備のチームを想定しています。設計施工一括契約の締結の際には、 代表企業と構成企業で各社押印する形でよろしいでしょうか。また、各社の負担するリスクに関しては、全体ではなく、各社の責任範囲においてのリスク負担となる考えでよろしいでしょうか。（例：建設企業⇒建築のみ、サブコン：設備のみのリスク負担）	設計施工一括契約の締結の際には、代表企業と構成企業で各社押印いただく形で問題ありません。また、各社が負担するリスクについては、コンソーシアム内で合意したリスク負担とすることも可能です。
41	別添8 設計施工一括契約書（案）	14		第19の2						提案者並びに発注者双方が納得・合意した提案項目について、施工者の契約不適合責任（瑕疵）以外は、要求水準書に基づく、他の改修項目と同じ取り扱いとして認識して宜しいでしょうか。（提案者責任として、提案者に偏った責任を課せられないか。）	提案者並びに発注者の協議により双方が合意した提案内容について、不具合が生じた場合の責任については協議により決定します。

No.	資料名	頁	行	項　　目						質問内容	回答
42	別添8 設計施工一括契約書（案）	15		第25条						本事業全体を通じて、追加・増減が発生した場合の根拠は、実施設計後に提出する契約図面・契約見積書・工程表他契約書類に基づくとの理解で宜しいでしょうか。（根拠として公共積算資料の提出は不要との認識で宜しいでしょうか。また公的助成申請や会計検査対応が理由としても、公共積算資料の提出を求めないことで宜しいでしょうか。）	ご理解のとおり、追加・増減が発生した場合の根拠は、実施設計後に提出する契約図面・契約見積書・工程表他契約書類とします。公共積算資料の提出は不要です。公的助成申請や会計検査対応で公共積算資料の提出を求めることはしませんが、必要に応じ、事業者の積算資料に基づく庁内資料作成の協力をお願いします。
43	別添8 設計施工一括契約書（案）	15		第25条						要求水準書他、公募情報に基づき、設計～積算～施工～維持管理条件を定めて事業実施したものの、条件や情報の差異により、変更に伴う責任や追加費用が発生した場合は発注者の責との認識で宜しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
44	別添8 設計施工一括契約書（案）	18		第32条						設計施工の完成検査は契約時の設計図書（契約図面、契約見積書、工程表他）に基づくとの認識で宜しいでしょうか。	実施設計図書に基づき検査を行います。
45	別添8　設計施工一括契約書（案）	21	21	第37条						「平成28年4月1日」と過年度の日付が入っております。	本市の標準的な工事請負契約書と同様の規定ですので、原案のとおりとします。
46	別添9　指定管理者基本協定書（案）	13	32	第8章	第43条	第4項				「第1項に定めるものを除く法令等の変更（労働報酬下限額の改定を含む。）により発生した損害等については、指定管理者がこれを負担する。」とありますが、労働報酬下限額の改定による増加費用の発生が別添4に記載されているサービス対価B-1の改定条件と相反しているように読み解けます。 労働報酬下限額の改定による損害等（この場合、増加費用の発生）は「指定管理者基本協定書 別紙2」に準ずる旨がわかるように記載の追記または変更を願います。	指定管理者基本協定書（案）を修正します。
47	別添9　指定管理者基本協定書（案）	16	33	第8章	第50条					「指定管理者が付保しなければならない保険」について、共同企業体で付保することも、各構成企業にて付保することも、可能でしょうか。	各構成企業において付保することも可とします。
48	提出書類 各契約書									各種契約書の押印者について、貴市に入札参加登録している押印名で提出か、本社代表名での押印か指定があればご教示ください。	契約書の押印者については、本事業の選定事業者となった入札参加登録名義で押印が必要です。
49	貸与資料 数量拾い図									数量拾い図に記載の範囲を正としたうえで、整備水準に記載の数量と当グループでの拾い数量が大きく異なる場合は当グループの拾い数量を正としてよろしいでしょうか。	No.32をご参照ください。
50	その他									施設整備段階にて、着工時の安全祈願祭、完了後の竣工式について、貴市からの参加は予定されるか。参加される際は、何名ほどかご教示ください。（リニューアルイベントとは別）	安全祈願祭や竣工式の実施については、要求水準書等で求めていないため、現時点で市は参加を予定していません。
51	その他									センターに隣接する「清掃工場」の通路に、ラフタークレーンを設置しての作業（重量物の搬入・搬出）は可能でしょうか。可能な場合、曜日や時間の制約がございますでしょうか。工期およびコストへの影響が大きいことが推定されます。	ラフタークレーンのサイズ等にもよりますが、清掃工場の通路は車両が通行するため、車両の通行のない月曜日から土曜日の１７時から翌日の８時まで、日曜日の終日は協議により設置できる可能性があります。